

卒業の認定に関する方針

学則「第7章 進級・卒業及び称号」より抜粋

(進級の判定)

第21条 各学年・学科において、以下の進級に必要な単位数以上を取得した者は進級することができる。

進級に必要な単位数

学年	1年次
単位数	33単位

(卒業の判定)

第22条 各修業年限・学科において、以下の卒業に必要な単位数以上を取得した者は卒業することができる。

卒業に必要な単位数

学年	2年次
単位数	34単位

(卒業)

第23条 卒業を認定された学生には、学校長より卒業証書が授与される。

2 卒業に必要な修得単位数の総計は67単位以上とする。

(称号)

第24条 卒業を認定された者には、学校教育法第百三十一条の二及び学校教育法施行規則第百八十六条に基づき、専門士（衛生専門課程）の称号を付与する。